

事 務 連 絡
平成20年6月14日

岩 手 県
宮 城 県
秋 田 県
山 形 県
仙 台 市
盛 岡 市
秋 田 市

介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険課
計 画 課
振 興 課
老人保健課

「平成20年岩手・宮城内陸地震」により被災した要介護高齢者等への
対応について

1. 避難所等における要介護高齢者等に対する対応について

- (1) 過去の震災において、認知症高齢者及び要介護高齢者が、避難所等（車中泊含む）や自宅等で孤立し、適切な介護サービスを受けられないケースが見受けられました。そのため、保険者である市町村においては、災害救助事務全体の円滑な施行に留意しつつ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただきたいと思います。その上で介護サービスが必要な者については、介護保険施設等における空きスペース等の活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して受け入れても差し支えないので早急に対応をお願いいたします。
- (2) 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介

護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応を行ってください。

- (3) 特に要介護度の重い者や認知症症状を有する者などの避難者に対しては、入院等の医療サービスの提供が適宜行われるよう配慮願います。

2. 介護保険施設及び老人福祉施設等における要援護高齢者等及び避難者の受け入れ

要援護高齢者等を受け入れる介護保険施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護高齢者等を受け入れて差し支えないこととしております。

また、介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護サービス費の対象としますので対応をお願いします。また、特定施設入居者生活介護についても同様とします。

さらに、通所介護及び通所リハビリテーションの報酬請求に当たっては、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数に応じた単位数を用いて費用の額を算定することとしていますが、今般の災害により定員を超過して利用者を受け入れる場合には、その利用者を明確に区分したうえで、平均利用延べ人員に含まないこととします。

なお、介護保険施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護高齢者等の処遇に支障が生じないよう留意してください。

3. 被災者に係る被保険者証について

(1) 被保険者証の提示について

被保険者証を紛失・消失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、住所、生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとします。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）又は要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。

なお、新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができるものであることを念のため申し添えます。

（２）被保険者証等の再交付について

被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記（１）の取扱いにつき周知するとともに、状況に応じ、適宜、再交付申請を行うよう勧奨願います。

4. 利用者負担の減免、保険料の徴収猶予・減免について

被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条又は第60条にもとづき、市町村の判断により利用者負担を減免できるものとします。

被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例にもとづき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができるものとします。

なお、市町村による上記の利用者負担減免額、保険料減免額が一定額以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります（別紙参照）。

特に生計が困難である者に対しては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業」を通じた利用者負担の減免も可能であるので、その積極的な活用についても、留意願います。

5. 被災者に係る要介護認定事務の取扱いについて

「平成20年岩手・宮城内陸地震」に被災した市町村における要介護認定事務の取扱いについては、以下の対応が可能であるため、これにご留意いただく

とともに、関係市町村への周知をお願いいたします。

- (1) 既に受理した要介護認定の申請については、介護保険法第27条第11項の規定に基づき、申請のあった日から30日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができること。この場合において、「なお要する期間」については、災害復旧後速やかに要介護認定を実施することを明記した上で弾力的に設定することができること。
- (2) 要介護認定の更新申請をすることができる被保険者が今般の地震により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができない場合、介護保険法第28条第3項の規定に基づく「災害その他やむを得ない理由」に該当するため、当該被保険者は、その理由がやんだ日から1月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができること。
- (3) 認定支援ネットワークシステムを使用した認定情報の国への報告期限は、翌月10日となっているが、被災地の市町村においては、復旧後速やかに報告することで差し支えないこと。

別紙

特別調整交付金の算定について

- 調整交付金の算定基準については、「介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」（平成12年厚生省令第26号）で規定しています。
- 特別調整交付金については、災害等による保険料減免及び利用料減免によって一定割合以上の財政不足が生じた場合に交付することとしています。
 - ・ 災害等による保険料減免額が、保険料賦課総額の3%以上の場合に当該減免額の8/10以内の額を交付します。
 - ・ 災害等による利用料減免額が、利用料減免がないとした場合の利用料総額の3%以上の場合に当該減免による財政不足額の8/10以内の額を交付します。

〈特別調整交付金の算定基準（省令）〉

特別調整交付金の交付額：以下の①と②の合計額とします。

① 災害等による保険料減免

（前提）市町村民税について、同一事由で条例による減免措置がとられている場合に限りです。

1月～12月に係る保険料減免額

$$\geq (\text{前年度の保険料賦課総額の} 1/4 + \text{当該年度の保険料賦課総額の} 3/4) \times 3/100$$

の場合に、

1月～12月に係る保険料減免額×8/10以内の額を交付します。

* 前年度の保険料賦課総額の1/4：1月～3月分に相当

* 当該年度の保険料賦課総額の3/4：4月～12月分に相当

* その他、詳細については「災害による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について（平成12年12月4日老発第798号厚生省老人保健福祉局長通知）」参照

② 災害等による利用料減免

1月～12月に係る利用料減免（給付率の特例）の影響額

$$\geq 1月～12月に係る調整基準標準給付費額 \times 10/90 \times 3/100$$

の場合に、

1月～12月に係る利用料減免の影響額×8/10以内の額を交付します。